

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [教育カリキュラム](#) | [労働法実務講座④](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

労働法実務講座④

労働契約は、労働者と使用者との不平等者間の従属労働関係に関する契約であるため、労働法は労働契約を保護している。

実態が従属労働関係であれば、その契約が請負契約・委任契約等の形式を偽装していても、労働契約関係と判断されれば労働法が適用される。

労働契約があるか否かを判断することは、当事者の一方が労働者であるか否か（労働者性）を判断することでもある。

一般的な従属労働の判断基準としては次のような事項があるが、この判断は各事項を総合して判断される。

仕事の依頼・業務従事への指示に対する諾否の自由の有無
 業務内容・業務遂行方法への指揮命令の有無
 通常の業務以外の業務への就労命令の有無
 勤務場所・勤務時間の指定・管理の有無
 業務への就労を他人が代替することの有無
 報酬が賃金のような金額の相当性・時間への対応性・超過時間への支払の有無
 本人からの機械・器具等の提供の有無
 業務遂行上の損害賠償への負担の有無
 他の業務との兼任の有無
 源泉徴収の有無
 労働保険の適用の有無
 服務規律の有無

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.